耐震改修補助手続きのながれ

事　前　相　談　（申請者）

対象建築物が補助要件に該当しているか確認します。

〇S56.5.31以前に建築されているか

〇現に居住している、またはこれから居住しようとする住宅

〇木造住宅の所有者であるか

〇耐震診断の結果、総合評価における上部構造評点が1.0未満

※耐震診断を未実施の場合、まずは耐震診断からです！

↓

事　前　協　議　（申請者）

事前協議書および必要書類の提出

必要書類

□建築確認済証または検査済証の写し（無い場合は、建築年月日または工事完了年月日を確認または推測することができる書類の写し）

□耐震診断報告書の写し

□調査の同意書

□現況建築物報告書（耐震シェルターは除く）

↓

確　　認　（市役所）

申請者等が補助要件に該当しているか確認します。

〇直近の年間の課税総所得金額が507万円未満であるか

〇固定資産税及び都市計画税を滞納していないか

〇建築基準法に規定する基準等に適合している木造住宅であるか（耐震シェルターは除く）

↓

耐　震　設　計　（申請者）

市から補助対象となる旨の連絡があってから耐震設計に着手し

改修計画と工事の見積書を工事業者に作成していただきます。

※耐震設計に着手すると費用が発生します。

設計したが改修工事を行わない場合は補助金はでません。

↓

交　付　申　込　（申請者）

交付申込書と必要書類を提出。

必要書類

□建築現況図（付近見取図、配置図、平面図等）

□耐震改修計画書（計画平面図、補強計画図、使用材料の資料等）

□耐震改修計画に基づく効果判定書

□耐震改修工事及び耐震設計の明細見積書、改修工事工程表

□現況写真（工事箇所）および撮影箇所が分かる平面図

□耐震改修技術者の資格証の写し

□課税証明書

□納税証明書

□世帯員全員が記載された住民票の写し（申込日より3か月以内）

□耐震改修実施の同意書（必要な場合のみ）

↓

約２か月程度

↓

審査・交付決定　（市役所）

改修計画等を審査し、補助金の交付額を決定し通知します

交付決定通知を受け取られてから改修工事に着手しなければ補助金を受け取れないのでご注意ください！！

↓

耐震改修着手　（申請者）

交付決定通知を受領後、30日以内に**耐震改修着手**

着手後はすみやかに着手届を提出

↓

裏　面　へ

耐震改修補助手続きのながれ

工　程　確　認　（申請者）

現地確認を行いますので4日前までに**工程確認申込書**と必要書類を提出
※基礎の配筋完了時、補強した部分が目視で確認できる時期に確認
必要書類
- □工事管理報告書
- □使用金物および木材の納入伝票
- □工事の工程写真

※ 変 更 届 出　（申請者）

※交付申込の内容を変更しようとする場合は
速やかに**申込内容変更届出書**と添付書類の提出
添付書類
- □変更後の改修計画書（計画平面図、補強計画図、使用材料の資料等）
- □　〃　　耐震改修計画に基づく効果判定書
- □　〃　　耐震改修工事の明細見積書、改修工事工程表

審　　査
変更承認交付決定　（市役所）

変更後の改修計画等を審査し、補助金の交付額を決定し通知します

完　了　報　告
完　了　確　認　（申請者）

工事完了後、現地にて完了の確認を行います。
また工事完了後、原則１５日以内に**報告書と添付書類の提出**
添付書類
- □工事管理報告書
- □工事の工程写真および完了写真
- □設計・工事の請求書および領収書

審査・交付確定　（市役所）

提出書類の内容を審査、補助金額を確定し通知します。

補 助 金 の 請 求　（申請者）

確定通知書を受領後、速やかに**補助金請求書を提出**

補 助 金 の 交 付　（市役所）

補助金の振込は請求書を提出後、３週間程度で入金